

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第5号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年千葉市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に改める。

第3条中「定める災害」の次に「（第5条、第6条、第9条及び第10条において単に「災害」という。）」を加える。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第9条中「令第1条第1項に定める」を削る。

第14条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は、」の次に「保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は」を、「年3パーセント」の次に「以内で規則で定める率」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「半年賦償還」の次に「又は月賦償還」を加え、同条第2項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附則第2項中「第14条の」を「第14条第2項の」に、「、第14条」を「、第14条第2項」に改め、「年3パーセント」の次に「以内で規則で定める率」を加え、「（保証人を立てる場合にあっては無利子）」を削る。

附則第3項中「第14条第3項及び第7項」を「第14条第4項」に

改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条、第3条、第7条及び第9条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第14条及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。